

緒言

ウィニバルドス ステファヌス メレ

人々の大規模な移動は、私たちの時代の最も大きな現象といえる。より良い生活と繁栄のために国際的および国内的な交流と協力を求めて移動している人々もいれば、生命を危険にさらすさまざまな状況のために移動を余儀なくされている人々もいる。前者は社会的存在としての人々の自由の表現と見なされ、奨励されているが、後者は人々の自由にあらゆるリスクをもたらし、移動中の人々だけでなく、移動先の人々や国にもさまざまな問題を引き起こすことになりうる。その中には、移民、難民、庇護希望者、国内避難民および国内強制移動者などに分類される人々がいる。

難民は、紛争、暴力、迫害のために出身国から逃げることを余儀なくされた人々のことを指す。彼らは、人種、宗教、政治的立場、または社会的地位に由来する明白な脅威に基づいて、戻ることを望まないか、または戻ることができない状況に置かれている。したがって、難民は国際法の下で多くの保護を受けるが、そのうち最も重要なのはノン・ルフールメントである。これは、難民には、自らが庇護を求める国によって保護される権利があり、庇護を求められた国は彼らを強制的に帰国させることはできないことを意味する。シリア・アラブ共和国、イエメン、中央アフリカ共和国、コンゴ民主共和国、南スーダンなどの紛争、ロヒンギャの人々に対する極度の暴力、ベネズエラの経済的および政治的不安定性などによる何百万人もの人々の国際避難は、難民の実例である。また、この数年、気候変動のより広範な影響に対処するための世界的な取り組みや国際的な政策メカニズムの一環として、環境や気候変動が人間の移動(計画された移住や移動など)に与える影響に対する認識も高まっている⁽¹⁾。

ほとんどの難民は、難民の地位を得られる前に庇護希望者として扱われる。つまり、彼らは出身国での危険からの国際的な保護を求めているが、難民の地位の申請が最終的にまだ決定されていない人に分類される⁽²⁾。すべての難民は庇護希望者として始まるが、すべての庇護希望者に難民の地位が与えられるとは限らない。更に、国境を越えずに、ある危険から移動するこ

(1) International Organization for Migration (2019), "World Migration Report 2020", UN Migration PUB2019/006/L WMR 2020, Chapter 9.

(2) International Organization for Migration (2019), International Migration Law: Glossary on Migration, UN Migration No. 34.

とを余儀なくされた人々もいる。彼らは、国内避難民という。つまり、紛争、疫病、その他の自然のおよび人為的災害によって、自国内のどこかに避難を求めている人々のことである。国内強制移動者は、この国内避難民の分類に含まれている。

要するに、庇護希望者は自らの国を去り、迫害からの保護を求めている者だが、難民は、すでに権利としてそのような国際的な保護を受けている者である。庇護を求めることは人権であるため、難民としての在留資格が与えられるかどうかにかかわらず、庇護を求めるために誰もが他の国に入国することを許可されるべきである。これら二つの分類とは異なり、国内避難民は、法的な用語としてではなく、記述的な用語として使われている。多くの国内避難民および移動者は、難民と同じ困難に直面しているが、国際法の下では同じ権利が与えられていない。難民への保護は法的要件であるが、国内避難民に関する原則は拘束力を持っていない。勿論、国内避難民は、人道支援を受ける権利、身体的暴力からの保護、移動の自由などの権利を依然として持っている。しかし、国家主権のために、それらの権利の保護を提供する主な責任は彼らが避難している国の政府にある。一部の政府は、その保護を提供することができないか、または提供することを望んでいない。強制移動の場合、政府の政策がその主な原因となる可能性もある。

よく知られているもう一つのグループは移民である。移民とは、国内または国境を越えて、一時的または恒久的に、さまざまな理由で、通常の居住地から離れた者を指す包括的な用語である。この用語には、移民労働者など、明確に定義された多くの法的カテゴリの人々、密入国の移民など、特定の種類の動きが法的に定義されている人々、または留学生など、国際法でその地位や移動手段が明確に定義されていない者たちが含まれている⁽³⁾。International Organization for Migrationによると、最近の傾向は、国際移動・移住の規模の拡大を示している。国際移民の数は世界ではほぼ2億7200万人と推定されており、その3分の2近くが労働移民である。この数字は依然として世界人口のごくわずかな割合（3.5%）であり、世界の大多数の人々（96.5%）は自分が生まれた国に住んでいると推定されている。他方で、こうした国際移民の推定数と割合は、2050年までに約2.6%、つまり約2億3000万人になる、と見立てられていた過去の予測をすでに上回っている⁽⁴⁾。

このような人類最大の自発的・非自発的移動、それに伴うさまざまな問題は、誰にとっても、

(3) 国際レベルでは、普遍的に受け入れられている「移民」の定義は存在していない。本定義は、International Organization for Migration (IOM)が独自の目的で提示したものであり、新たな法的カテゴリを暗示したり作成したりすることを意図したものではない。International Organization for Migration (2019), International Migration Law: Glossary on Migration, UN Migration No. 34, p. 134.

(4) International Organization for Migration (2019), "World Migration Report 2020", p. 2. 勿論、国際移動・移住の規模とペースは深刻な出来事（深刻な社会的・政治的不安定、経済危機、紛争、新型コロナのパンデミックなど）や長期的な傾向（人口動態の変化、経済発展、通信技術の進歩、交通アクセスなど）と密接に関連しているため、正確に予測するのは難しいことであろう。

またはどんな社会と国にとっても、避けられない現象であろう。個人・団体・国家・国際社会のレベルで起きているこのあらゆる人間の移動の現象は、社会（文化）的・政治的および法的側面に関連するので、非常に深刻で複雑な問題になりかねない。その場合、上述の移動の種類の内いずれにおいても、移動者への受け入れだけでなく、受け入れてからの必要な生活水準の提供に関する責任と義務が伴う。特に庇護希望者や難民、強制移動者などにおいて、危険にさらされている彼らの命を守るだけでなく、その後の社会的統合に必要とされる環境と条件を整える責任と義務がある。そのために、あらゆる種類の移動への理解、またはそれらの移動の課題から生じる責任と義務への意識とコミットメントが必要となる。

本特集では、そうしたことを念頭に置いて、「移住と人権」問題を取り上げている。あらゆる移動をより深く理解するために、その本質をさまざまな分野の観点から説明することが必要であるという考えから、本特集では、キリスト教の聖書学、倫理神学の観点から、「移住と人権」を捉える一つの理念的な枠組みを提示し、また、日本とインドネシアの実際の問題を検討することを通じて、その枠組みの妥当性を間接的に検証することを意図している。

まずマリアヌス・パレ・ヘラがキリスト教の聖書概念を手掛かりにして、移動や移住、移民や難民を「神の計画」として肯定的に捉え、それは「予期せぬ善」への信仰の旅であると位置づける。ヘラによれば、神が御国の計画を証するために神の子イエス・キリストをこの世に派遣されたことによって放浪者となり、世に属していないよそ者であったように、神との共通のアイデンティティを受けた人類も、この世に属していない。それによってこそ、人類のこの世での歩みは、果たすべき平和、希望、赦しという責任への「派遣」を実現するよそ者の旅となる、と論じられている。

こうしたことは、現代の移動問題において具体的に、移民や難民、庇護希望者や強制移動者の受け入れに対する「隣人愛の責任への派遣」を実現することとして捉えられるだろう。しかし、ヤコブ・ライチャーニの論稿に指摘されるように、難民や移住の現実的な問題では、危険にさらされている人を助ける義務と、自分自身と自分の市民を保護する義務を同時に果たさなければならないため、倫理的なジレンマが生じ、同じ隣人愛で扱うのは難しい。倫理神学を手掛かりにしながらライチャーニは、その状況の中で難民や移住者を適切に受け入れ扱うため、またはその受け入れと扱いを悪用されないために、倫理的な確信が最も重要である、と主張する。更に、この倫理的な確信と適切さは、移民や難民、庇護希望者の受け入れに対する隣人愛の責任への派遣を主権国家の政策と法律の枠に実現するためにも不可欠だとされる。

このことは、安藤由香里の論稿にも通ずる洞察である。安藤は、非正規滞在者とその子供に対する日本の2021年入管改正法案に基づく政策を取り上げ、国際人権条約と国内の最高裁が非正規滞在者に基本的な人権が保護されることを定めても、現実的な法案と政策はそれを無視する場合があることを指摘する。より酷い場合には、国家の法律と政策が、強制移動者と国内避難民を間接的に生み出すことすらありうる。

また、こうした事例は世界のさまざまな場所で見られることであり、拙論では、インドネシ

アの実例を取り上げている。「公益」のためだといわれるインドネシアの農地基本法と森林基本法は、実際には先住民を系統的に立退き・強制移動させるものであり、実質的には、慣習的土地と森林の収奪となる可能性があることを指摘している。そこで必要なのは、SDGsの理念としても掲げられた、「公益」を超える「誰一人として取り残されない」という「共通善」の倫理的な原則である。

本特集を通じて、「移住と人権」の問題について根本的かつ具体的に考える機会が読者の皆さんに開かれることを願う。